

# 令和2年度個別排水処理施設（浄化槽）の 設置募集について

郡上市では、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業（集合処理）実施区域以外の地区（個別排水処理区域）においては、市が浄化槽を設置しています。

☑浄化槽設置には、下記のとおり受益者分担金をいただき設置します。

区分(対象処理人員)		分担金の額
一般世帯（10人槽まで）		32万円
事業所等一般世帯以外	1人～10人	32万円
	11人～30人	48万円
	31人～50人	64万円

※処理対象人員は、日本工業規格「建築物の用途別による、し尿浄化槽の処理対象人員算定基準」（JISA3302）の算定になります。

☑設置後は、使用料をいただきます（2ヵ月あたり）

基本料金	15m <sup>3</sup> まで	2,400円
従量料金（一般家庭及び事業所等）	16m <sup>3</sup> ～60m <sup>3</sup>	170円（1m <sup>3</sup> につき）
	61m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	180円（1m <sup>3</sup> につき）
	101m <sup>3</sup> ～	190円（1m <sup>3</sup> につき）

☑対象は、一般家庭のほか事業所、公民館などの公共施設も含まれます。

（別荘・保養所等については、定住者以外は対象となりません。）

浄化槽の対象規模50人槽までとします。なお、放流管はお客様負担となります。

☑一般家庭の場合は、設置希望月の概ね3ヵ月前までに

事業所等11人槽以上となる場合は、概ね5ヵ月前までに申請してください。

## 既設浄化槽を譲渡できます

- ▶個別排水処理区域のご家庭で、すでに設置されている浄化槽は、市へ無償譲渡していただくことができます（適正に使用、維持管理されているもの）。  
ただし、一旦譲渡されますと個人へ戻すことはできません。
- ▶浄化槽設置場所（土地）については、市への無償貸与となります。
- ▶市へ譲渡されると、使用料をいただき、今後の維持管理については市が行います。
- ▶プロワの電源は従来通りご家庭のコンセントを使用し、電気料金相当額を市が負担します。
- ▶譲渡時期については、現在の維持管理契約が満了した翌日からとなります。
- ▶民間契約が満了となる3ヵ月前までに市へ申請してください。また、民間契約は満了月の1ヵ月前までに解約手続きを行ってください。

## 新規、譲渡とも申請書を記入いただき、提出してください

問い合わせ先…環境水道部水道工務課 ☎67-1129

※申請用紙は、環境水道部水道工務課または各振興事務所にもありますが、市ホームページからもダウンロードできます。